

令和4年度原子力規制委員会  
第44回会議議事録

令和4年10月12日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第44回会議

令和4年10月12日

10:30～11:50

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題1：特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の設置

議題2：民間規格の技術評価の実施に係る計画

議題3：検査に係る身分証の発行漏れに伴う身分証不携帯事案の報告及びその再発防止  
対策

議題4：原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針

○山中委員長

それでは、時間になりましたので、これより第44回原子力規制委員会を開催いたします。

最初の議題は「特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の設置」です。

説明は1F室（東京電力福島第一原子力発電所事故対策室）、正岡企画調査官からお願いいたします。

○正岡原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官

東京電力福島第一原子力発電所事故対策室の正岡です。

それでは、資料1に基づきまして、特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の設置について、説明させていただきます。

まず「1. 趣旨」でございますが、本議題は、東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価に係る体制について、既存の特定原子力施設監視・評価検討会、以下「監視・評価検討会」と言わせていただきますけれども、これに加えまして、実施計画の審査等技術的な課題を議論するための特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合、以下「1F技術会合」と言わせていただきます。これを設置することについて、了承について諮るものでございます。

2. です。「背景」ですけれども、既存の監視・評価検討会においては、現在、リスクマップの進捗の監視のみならず、実施計画の審査とか検査、あとはトラブル事案等、多岐にわたる課題を扱っております。このうち審査に係る課題といたしましては、昨年9月の原子力規制委員会です承していただいた1F（東京電力福島第一原子力発電所）の耐震要求の再整理を踏まえた耐震性の評価とか、あとは、高線量廃棄物の処理・保管に伴う閉じ込め機能の評価など、技術的な議論に長時間を要している案件が増加してきておりまして、これらに遅滞なく対応するための取組が必要となっているところです。

このような状況を踏まえまして、前回、9月12日に開催した監視・評価検討会において、外部の専門家とか、あと、東京電力からも、審査案件で論点が出てきた場合のマネジメンツの仕方とか、規制・被規制者の意見を深掘りし、技術的な論点を整理していくプロセスについて、検討とか改善をするような意見が出たところです。

また、原子力規制委員会においても、何度か当時の更田委員長から、実施計画の審査など、技術的な課題を十分に議論できる体制を検討するよという事で意見が言われております。

以上のことから、技術的な課題に係る議論を公開の場で行う体制を新たに構築し、東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価をより効果的・効率的に実施することとしたいと思っております。

「3. 今後の体制」でございます。

見直しの方向性については、昨年設置した多核種除去設備等処理水、ALPS処理水と言われるものですが、ALPS処理水の処分に係る実施計画に関する審査会合で、それは公開の場において、規制基準への適合性に関する技術的な議論が十分にでき、また、その審

査状況を定期的に監視・評価検討会に説明することで、関係者を含めて、適切に情報発信が行えたというような実績があります。

この実績を踏まえまして、ALPS処理水の審査会合と同様の形式で1F技術会合を設置するとともに、この審査会合を吸収して、今後は1F技術会合において、実施計画の審査を含め技術的な課題を議論したいと思っています。

なお、監視・評価検討会につきましては、引き続きリスクマップの策定・改定に向けた方針の検討とか、リスクマップに基づく東京電力のリスク低減活動の監視を中心に、中長期的な安全確保について監視・評価していくということで考えています。

(2) 構成メンバーです。

1F技術会合は、主に規制基準への適合性の確認とか、それに必要な技術的な裏づけデータの確認など、規制行為そのものに該当するため、原子力規制庁が開催し、原子力規制庁の関連する職員が参加するとともに、必要に応じて原子力規制委員会委員にも参加していただきたいと思っています。また、技術的な課題の内容によっては、必要に応じて外部専門家に意見を求めるということも考えています。

3 ページ目を御覧ください。3 ページ目に構成メンバー(案)としておりますけれども、固定メンバーとしては、担当指定職の森下審議官をヘッドに1F室の室長以下としておりますが、議論する案件に応じて、関係する委員とか、関係する原子力規制庁職員が参加するというようなことを考えています。

2 ページ目に戻っていただいて、(3) 検討内容及び進め方です。

東京電力福島第一原子力発電所の実施計画の審査については、廃炉作業等を着実かつ速やかに進めるために、複数の案件を同時並行で迅速に審査する必要があることから、引き続き面談における確認を基本としたいと思っていますけれども、主要な技術的な課題に係るものなど、公開で議論する必要がある案件は1F技術会合で議論したいと考えています。

具体的には、原子力規制委員会が東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業等の安全確保の在り方に積極的に関与していくこととしていることも勘案いたしまして、以下の3点について取り扱いたいと考えています。

①ですけれども、申請された実施計画のうち、施設・設備の基本設計ないし基本的設計方針の変更に係る案件、いわゆる許可事項みたいなもの、これとか、あと、被ばくリスクが高い施設・設備の詳細設計に係る案件。括弧書きで、前例とか類似例のある案件につきましては、技術的な議論というのは再度する必要があるということが考えられますから、そういうことは除いているということとしています。

②は、今後申請される実施計画であって、先ほど述べた①と同程度の技術的な課題を議論する必要がある案件ということで、これは申請前からきちんと原子力規制庁、原子力規制委員会として積極的に手戻りがないように意見を言っていくということで、②を書かせていただいています。

あと、③は、その他規制要求等に係る技術的な課題を議論する必要がある案件というこ

とで、先日の原子力規制委員会で石渡委員から御発言があった地すべり等を想定して記載させていただいています。

これら3点などを取り扱うこととしたいと思っています。

1F技術会合は、規制・被規制者が参加し、技術的な課題に対する事業者の考え方とか、対応方針等を聴取しながら検討を進めていきたいと。また、1F技術会合の状況は定期的に監視・評価検討会にも情報共有したいと思っています。

御説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○山中委員長

質問、コメントはございますか。

○伴委員

本件について、私も事務局と議論を重ねてまいりましたけれども、これまで監視・評価検討会で廃炉作業に関する大きな方向性を議論して、そこで確認された方針に基づいて、それを実施計画に落とし込んでいく。その段階は面談で確認するというやり方をとってきたのですが、今、説明がありましたように、ここに来て技術的な議論、特に規制上の判断に関する議論が増えてきたということで、それを監視・評価検討会でやるというのはちょっと無理がありますので、改めてこういう技術会合というものを設けることを提案したいということでございます。

ただ、いずれにしても、1Fの場合はやはり柔軟性、それから、機動性が要求されますので、しゃくし定規にならずに、今、事務局から説明があった方針に基づいて、何をどこで議論するのかというのをきちんと整理しながら進めていくことが重要だと思います。

○山中委員長

どうぞ。

○田中委員

伴委員から説明があったとおりでございますけれども、今後、監視・評価検討会というのは、リスクマップの策定とか改定とか、リスクマップどおりにうまくいっているかどうかということを中心に検討していくことになる。ということで、リスクマップの重要性は言うまでもありません。また、この監視・評価検討会をどのぐらいの頻度で行うかについては、これからまた事務局とも相談して、検討していきたいなと思っています。

以上です。

○山中委員長

どうぞ。

○石渡委員

今回、こういう技術会合を設けるというのは私も賛成いたします。非常にいいことだと思います。今年4月8日に1Fの視察を行いまして、そこで、例えば、地震計の設置に関する問題点とかに気がついて、それを監視・評価検討会で議論して、改善措置をしていただいたと理解しておりますが、そういった問題もこの技術会合で行えば、私も出席してそれ

に対する対応などの議論ができたのかなとも思っております。

そういう意味で、是非これをやるときは、私もできる限り、自然ハザード関係であれば、出席させていただきたいと思うのですけれども、ただ、私は審査会合も出席しておりますので、できるだけ日程の調整をうまくやっていただいて、もし私が出席する必要がある会合であれば、できるだけ重ならないようお願いしたいと思います。

以上です。

○正岡原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室企画調査官  
1F室の正岡です。

日程調整は了解いたしました。

○山中委員長

どうぞ。

○杉山委員

監視・評価検討会から規制判断に係る部分を効率化のために切り分けるということなのですけれども、それ自体は合理的に進められるということで問題ないかと思えます。ただ、進める上で、外部有識者がおられる監視・評価検討会、こちらとの情報共有、最後に触れてはいますけれども、情報共有が一方的であってはならないと思えます。つまり、外部有識者の意見を反映した上での規制判断ということになるかと思えますので、この辺の切り分け方も運用の中でいろいろ頃合い感を見ながらやっていくのだと思えますけれども、それぞれで独立した議論を行ってはやはり無駄がありますし、かといって規制判断のところから外部有識者を締め出すような形になってはいけないということで、その辺はうまく運用していただきたいと思えます。

○竹内原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長  
1F室の竹内です。

この1F技術会合の概念は伴委員とも御相談させていただいて、今、杉山委員から御指摘があった点につきましては、いずれにせよ、1Fの主要な課題とか方針というのは、必ず、まずは監視・評価検討会の方で大所高所的な方針が決まった上で、その後、技術的な論点というのを、その場でこういったものは会合で扱うといったような整理をさせていただいて、結果も共有すると。その前段階で、そういった大きな方針的なところについては、外部有識者の方からも御意見を頂いて、それを踏まえて1F技術会合で議論して、それをまたフィードバックするというような、そういったやり方が適切ではないかと我々としても考えております。

○山中委員長

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

やはり全体を見渡せて、しかも機動的に審査ができるような集団にさせていただいた方がいいので、提案いただいたような、原子力規制庁を中心とした、あるいは必要に応じて委員を入れるというような原子力規制委員会で審査をしていただければいいのではな

いかなと思います。

やはり1Fというのは特有のいろいろな問題が出てきますし、必ずしも原子力発電所と一緒にの基準で全て判断するわけではないので、これはその場、その場で機動的に判断していかないといけないので、その辺りを十分配慮した上で審査を進めていただければと思います。

それでは、この体制を構築するということによろしゅうございますか。特に御異議はございませんか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

幾つかコメントも出ましたけれども、その辺りはよく反映していただいて、今後の体制の形を作っていくいただければと思います。

それでは、今後の体制を提案どおり了承いたします。

次の議題は「民間規格の技術評価の実施に係る計画」です。

説明は技術基盤課、遠山課長からお願いいたします。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

本議題は、令和4年度から6年度の民間規格の技術評価の実施に係る計画の了承について、お諮りをするものです。

今般、令和4年度以降の技術評価の計画案を作成するために、被規制者及び3学協会から意見を伺いまして、その上で計画案を策定いたしました。

被規制者から規格として評価をしてもらいたいという希望がありましたのは、この資料の1ページ目の真ん中辺から次のページの最初に書いてありますが、7件ございました。

日本電気協会、日本機械学会のそれぞれからのものでございます。

そのうち①の日本電気協会の原子力発電所耐震設計技術規程、それと、⑦の同じく日本電気協会の原子炉構造材の監視試験方法の2件の優先度が高いと。また、②から⑤の日本機械学会の規格4件につきましては、相互に関連が強いので、同時に評価をすることが望ましいという意見がございました。

3学協会からも意見を聞いておりますが、いずれにしても、どの規格が選ばれても説明などの対応ができるということでございました。

これらを踏まえて検討いたしました内容ですが、まず、原子力発電所の耐震設計技術規程でございますが、これは規則解釈等に引用された規格ではございませんが、原子力発電所の耐震設計において適用する地震荷重、解析手法、許容値などについて規定しておりまして、技術評価をあらかじめしておくことで審査の効率化に資するという説明を被規制者から受けております。

私どもも、この耐震設計に関する規制要求に対して、容認可能な実施方法としてあらかじめ評価しておくことは効率的な審査に資すると考えますので、この規定を取り上げるこ

とは妥当だと考えます。

二つ目に、機械学会の設計・建設規格、材料規格、溶接規格及び事例規格の4件ですけれども、これらはいずれも技術基準規則解釈の第17条等に古い版は引用されております。改訂版を技術評価することで、最新の規格であるJIS、あるいは適切な規格を適用可能となつて、設計の幅が広がるという説明を被規制者から受けました。

この設計・建設規格などに規定されております要求事項というのは、(1)の原子力発電所耐震設計技術規程にも取り入れられておりますので、円滑に技術評価を進めるためには、こちらの規格4件をあらかじめ耐震設計の技術規程に先立って評価を行うことが妥当であると考えております。

(1)と(2)の規格、都合5件ですけれども、これらはいずれも大部の規格でございまして、評価には時間を要すると想定しておりますので、評価の期間を令和4年度から6年度までと計画したいと考えます。

また、残りのコンクリート製原子炉格納容器の規格、それから、原子炉構造材の監視試験方法、実はこれはまだ発刊されているものではございませんが、この2件については、令和7年度以降の技術評価の計画の対象としたいと考えます。

なお、現時点で令和3年度の技術評価の対象である日本電気協会の「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」と「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」については、技術評価を実施してはおりますが、公開での議論を終了しまして、評価の取りまとめを行っている段階にございます。

また、もう一件、日本原子力学会の「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法の基本手順」につきましては、今年度末をめどに公開の議論を終了して、評価をまとめる見込みが立ってきております。

以上を踏まえまして、令和4年度から6年度の計画につきましては、以下のように計画したいと思います。

まず最初に、優先順位1番目として機械学会の四つの規格、すなわち設計・建設規格、材料規格、溶接規格、事例規格、これは「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」というものですが、これらを先に技術評価する。そのための検討チームを設けて実質の作業を進めたいと。2番目に、1番目のグループの技術的議論がおおむねまとまった段階で、優先順位2として耐震設計技術規程の評価を行いたいと思っております。いずれも評価を開始する時点での最新の規格を対象としようと考えております。

この計画について、本日の原子力規制委員会で御了承いただければ、評価のための検討チームの設置については、別途原子力規制委員会にお諮りし、評価を開始したいと考えております。

私からの説明は以上です。

○山中委員長

質問、コメントはございますでしょうか。



どうぞ。

○田中委員

二つほど教えてください。

被規制者からの意見では、①及び⑦については優先度が高いと書いているのだけれども、⑦というのは、まだ物がないから、計画としては令和7年度以降ということで考えているということでしょうか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

はい。そのとおりです。

○田中委員

もう一つ、3ページの5. 2でしょうか、優先順位1として、丸でいうと②③④⑤でしたか、それから、優先順位2の①の話が、これは適切なものだと思うのですが、予定が評価期間は令和4年度から6年度と書かれていて、3年ぐらい掛かるのだということ、これはこれまでやった、令和3年度にやる予定だった二つのものがやや遅れているということがあって、実績等々を考えると令和4年度から6年度というのも妥当な期間だということでしょうか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課、遠山です。

おっしゃるとおりで、今、令和4年度でありながら令和3年度の技術評価がまだ続いているわけですが、先ほど申し上げましたように、ほぼほぼ見込みがついておりますので、令和4年度の途中からではありますけれども、この五つの規格を評価することは可能だと考えております。

○田中委員

できるし、これを評価するには2年半ぐらい掛かるだろうということですね。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

はい。おっしゃるとおりです。

○山中委員長

そのほか、いかがですか。

どうぞ。

○杉山委員

今回、対象になっている規格の幾つかは、既に古いバージョンが規則解釈等で引用されていて、それを新しいバージョンに差し替えるというところもあると思うのですが、今回の御説明の中で、被規制者からの優先順位が高いということでそれらを選定されていますけれども、新しい標準が最新知見を反映したがゆえに、例えば、それを使った方が評価上厳しくなるようなケースというのは、規制者側の要望を聞くまでもなく、我々側の判断として新しいものに差し替えるという視点もあるかと思うのですが、そういった確認というのは、例えば、今回の資料の一番最後のページに、まだこの対象になっ

ていないけれども、多分、今後、対象になり得るような規格類の表が出ているかと思うのですけれども、そういった観点で我々側から必要性を検討するという事はやっていますか。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課、佐々木です。

基本的にこの民間規格というのは申請において使われるものですので、事業者が希望してくるものについては、申請が見込まれるということがありますので、まず、それを聞き取っておりまして、その中から選ぶ際に当たっては、この規格の策定委員会に我々のメンバーも出ておりますし、審査している皆さんもこういうものは認識されていますので、それをベースに、どれから先にやるかということ、効率的にやる方法という観点も考えた上で決めているというのが実態でございます。

○杉山委員

それとはある意味で別ということになるのでしょうかけれども、内容の保守性、非保守性みたいな観点から、というのは、引用してしまうと、それはある意味で規則や解釈の一部になるわけですよね。そうすると、それはより厳しくすればいいというものではないのですけれども、新しいバージョンが今までよりも厳しくなるような評価を妥当とするようなものであったら、それに差し替えるということ、被規制者側の意見を聞くまでもなく、こちらの判断で差し替えるということはあるのかなと思っております。今、そういったアクションをとられているかどうかをお聞きしています。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課、佐々木です。

今回対象になっているものにつきましては、規格が大部であるということもあり、ベストヒット的な改正が行われているものもありますし、中には厳しくなっているものも、これから精査をすれば出てくると思います。

過去には、現在使っている規格に対する再評価が必要になって、言ってみれば、予定外に差し込んで技術評価を行ったという、例えば、脆化予測式が載っている規格とかがございますので、そういうこともございます。ですから、そういうものがあれば、もちろん優先的にやることになるのですけれども、そうでなければ基本的に申請に使われるものをするというような形になります。

お答えになっておりますでしょうか。

○杉山委員

おおむねいいのですけれども、何となく今の御説明がちょっと受け身な感じがしたので、もう少しアクティブにそういう調査をされているかどうかということをお聞きしたところでした。これ以上は私は結構です。

○山中委員長

そのほか、いかがですか。

非常に重要な技術評価になろうかと思うのですけれども、いかんせんこれは物量が相当多いような気がするのです。どういうリソースをつぎ込んでいくのかということと、通常、技術評価の場合には、TSO（技術支援機関）の方に入っていたりとか、有識者に入っていたりとかをするわけですが、今回のケースは物量も多いので、幾つかに分けるのか、あるいは一括してずっとやっていただくのか、何かその辺のアイデアみたいなものはありますか。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課、佐々木です。

今の点については、内部でも検討しておりまして、次に原子力規制委員会にお諮りするときには御説明したいと思っておりますけれども、同時に、相手のあることでして、学協会の側の準備ですとか、説明、順番のやりやすさとかもあると思っておりますので、学協会の方からこうやってやったら効率的だというようなことも聞き取りをした上で、検討した結果をこちらにお諮りしたいと思っております。

人がかかるという点については、できるだけ効率的にできるような形で内部で調整し、TSOにも御協力いただくということになろうかと思っております。

○山中委員長

具体的にスタートはどれぐらいの時期を考えておられるのですか。

○佐々木長官官房技術基盤グループ技術基盤課企画調整官

技術基盤課、佐々木です。

これから外部の専門家ですとか、TSOの方とか、庁内のメンバーを選定させていただいて、原子力規制委員会にお諮りするのには、通常ですと手続的に1か月ちょっとぐらいは掛かりますので、第1回の会合は、多分、年明けすぐぐらいを目指したいと思っております。

○山中委員長

最初にお話ししましたけれども、いかんせん物量も多いし、審査の中身も多いので、少しスタートに時間をかけて慎重にスタートを切っていただく方が、後々いいのかなという感じは持っていますので、よく学協会の方とも相談いただいて、スムーズに評価ができるように進めていただければと思います。

そのほか、委員の方からいかがでしょうか。よろしいですか。

（首肯する委員あり）

特に御異議ないようでしたら、民間規格の技術評価の実施に係る令和4年度から6年度の計画について、了承させていただきます。

それでは、次の議題「検査に係る身分証の発行漏れに伴う身分証不携帯事案の報告及びその再発防止対策」についてです。

説明は吉野政策立案参事官からお願いいたします。

○吉野長官官房政策立案参事官

政策立案参事官の吉野です。

検査に係る身分証の発行漏れに伴う身分証不携帯事案の報告及びその再発防止対策について、説明させていただきます。

先月21日に、検査官証が発行されていない原子力規制検査官が、検査官証を携帯せずに立入りを行った件があるということを御報告いたしました。この件を受けまして全庁的に確認をしたところ、ほかにも同様の事案がございましたので、これを本日報告させていただくとともに、今後の再発防止対策についても報告をさせていただきます。

まず、追加で判明した不携帯の事案ですが、核物質防護に係る検査官証について、令和3年1月から本年9月にかけて延べ10回の原子力規制検査で、検査官証が発行されていない核セキュリティ部門の職員3名が立入りを行っていたということが分かっております。この3名に検査官証が発行されておらず、当該3名は携帯が必要だということを認識していないまま立入りを行ったということでございます。

どうしてこのようなことが起こったかと申しますと、核セキュリティ部門で発行する手続となっていた検査官証が、発行手順が定められていなかったために、適切な業務引継ぎがなかったこともあいまって、検査官証の発行手続が適切に核セキュリティ部門で実施できなかったということ、発行されていなかったということが分かっております。

もう一つの事案が保障措置に係る査察官証でございます。本年2月から9月にかけて、査察官の資格は持っているのですが、査察官証が発行されていない地方規制事務所の職員1名が、計3回保障措置検査を行っていたということが分かっております。この方も携帯が必要であるということを認識していなかったと聞いております。

査察官証は、こちらの方は手続を定めていたのですが、保障措置査察官などの辞令が出ているということを確認した上で身分証を出すという手続になっていたところ、辞令が出ていなかったということで、発行されていないという状態になったということが分かっております。

また、保障措置室は、その職員に査察官証が発行されているということを確認して、査察に行く方として指名をしていなかったということも分かっております。

再発防止策でございますが、当面の対策といたしまして、まず、核セキュリティ部門においては、発行手続のマニュアルがきちんと作成されていないということが問題だと考えまして、適切にマニュアルを作成いたしまして、運用していくことを予定しております。

保障措置室については、まず、保障措置室内で査察官の身分証が誰に出ているかというリストを共有いたしまして、査察官証を所有している方を確実に指名をするということで対策を取ってまいります。また、保障措置検査マニュアルのうち、携行品リストに査察官証がないものがありましたので、そうしたものも改訂をしております。

このように複数の部署でこれまで身分証の発行漏れ、また、不携帯があったという事案が出ておりますので、担当部署内で対策を取ることに加えまして、全庁的にも対策を取ってまいりたいと考えております。

まず、身分証の発行手続ですが、人事課が資格と辞令についての情報を管理しておりま

すが、それと一体で身分証も発行する。現在は担当部署がそれぞれ発行しておる身分証を人事課の方で一元化して発行することといたしまして、複数の部署の連絡漏れによる発行漏れというのを防いでいきたいと考えております。

また、人事管理システムの中に検査官の発令情報と身分証の発行がされているかどうかというデータも登録いたしまして、職員それぞれが発行漏れが起きていないかということを確認できるようにいたします。

また、現在の立入検査証ですが、A7判サイズでちょっと携帯には向かない大きさとなっております。また、身分証も2枚から3枚持つという職員がおりまして、そうした方が携帯しやすいように、まず、身分証を運転免許証のサイズに変更いたしまして、かつ、複数のものを1枚で統一して身分証としてお出しできるようにしてまいります。

また、検査の実施に当たりまして、現場で責任者が参加する検査官の身分証を確認するなどの運用を行っている事務所もございますので、これを全庁的にそれぞれの官署、官署でどのような具体的手順で確認をしていくかということを決めて、確実に実施していく。

この三つを行いまして、不携帯の事案が再度生じないような対策としてまいりたいと思っております。規則を含む規定類の改正が必要になりますので、年度内に関係規定の整備を行いまして、対策を取ってまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○山中委員長

ただいまの案件につきまして、質問、コメントはございますか。

○伴委員

日頃、事業者にいろいろ言っている側がまたこういう形で出てきて、これは本当に申し開きができない状況だと思えますけれども、これ以上は出ないという保証はありますか。まだどこかにこういうケースが埋もれているかもしれないと、そういうことはないですか。

○吉野長官官房政策立案参事官

政策立案参事官の吉野でございます。

今回、RI法（放射性同位元素等の規制に関する法律）などの他法令も含めまして、庁内の状況を全て精査してございまして、ほかには生じていないことを確認してございます。今後、データベースで一人一人の発行状況などを確認していけば、こうした発行漏れは防げますし、それぞれの現場で身分証を確認するという実行の運用をしっかりやっていくことで、確実に携帯を担保できると考えております。

○伴委員

ごく基本的なそういう発行手続とか、その辺のところには不備があったということなので、そこは是正する必要があると思えますけれども、一方で、前回、この検査官証の話があったときに、私が本当にこんなものは必要なのかという議論を持ちかけて、長官からこういうものは廃止できませんという話がありました。

その後、吉野参事官をはじめ、何人かの方から、これは現在の法体系の中で、通常なら

ば認められない立入りとか調査をするに当たって、その権限を有する者であることを証明するものなのだから、言ってみれば警察手帳のようなものなので、これは絶対に必要なのですということを私は諭されて一通りの理解はしたのですけれども、ただ、そうだとすると、こういった手続上の是正措置を取るだけではなくて、職員全員にそういう意識をきちんと与える、教育することも大事なのではないですか。

つまり、私みたいにこれはあってもなくてもいいよねみたいな感覚でいけば、やはりこういうものをきちんと持たずに行ってしまうということになるので、それはもう警察手帳を持たずに捜査するような話なのですよ、あってはいけないことなのですよということをしっかりと意識として植え付ける、そういうことが重要なのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○吉野長官官房政策立案参事官

政策立案参事官の吉野です。

御指摘のとおりでございます、身分証の携帯等を求められた場合の提示は、事業者の権利を守るために法律で定められているものでございますので、法律上の位置付け、そして、携帯が必ず必要である旨を徹底することが大事だと思っております、現在、連絡会議など、様々な場で徹底をしているところでございます。

○田中委員

2 ページの「3. 再発防止対策」に書かれていることを、本当に実効性を持ってやっていただきたいと思えます。特に(2)の③でしょうか。ここに書かれていますが、携帯を確実にするための具体的手順が大切であって、関連して、先ほど伴委員のコメントもありましたけれども、個人、個人の注意力とか意識向上が大変重要だと思えますので、その辺にも注意してやっていただきたいと思えます。

○杉山委員

先ほどの伴委員のコメントで、私も今回初めてこれを拝見して、私も同じようにこれは要らないのではないかと感じてしまった1人なのですけれども、今の御説明で必要性は分かりましたけれども、参考で付けていただいた参照条文の最後の方に、それぞれの項に関して「関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない」ということで、これは事業者が求めたときに限って提示すると。

こういう運用だと、実態として事業者側が見せてくださいと言ったことがないのではないかと推測します。それは、原子力規制庁に対してそういうものの提示を求めにくいみたいな、そういうマインドがそこにあるとしたら、余り双方の関係としてよいことではないような気がします。

先ほど御説明の中にあつたように、これは事業者の権利の部分ですよ、提示を要求できるというのは。ただ、実態としてその権利が実施されていないということが、ある意味、今回、こういったことが現場で発覚しない、こちらの側から発覚したということになった一つの理由になっているような気がしました。

以上です。

○石渡委員

一つお伺いしたいのですけれども、これは検査で入る場合の話ですよ。例えば、審査とか、それから、視察とか、そういう目的で入る場合にも何かこういう身分証みたいなものの規定というものはあるのですか。念のためにお聞きするのですが。

○吉野長官官房政策立案参事官

法令上の原子力規制検査とか、立入検査に関する身分証の携帯は、強制力を持って立ち入るときに適用されるものでございまして、事業者の合意を得て入る視察とか、調査で入っていただくという場合には、こうした身分証は必要ございません。

○石渡委員

そうですか。分かりました。では、調査、視察で入る場合には、これは必要ないということですね。

○山中委員長

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

私からちょっと確認なのですけれども、今回のケースというのは身分証が発行されていなかった人がほとんどで、発行されていたけれども、不携帯だったというケースはなかったということによろしいですか。

○吉野長官官房政策立案参事官

政策立案参事官の吉野です。

令和3年9月に、一度、不携帯ですとか、なくしてしまったために携帯せず入ったといったような事案について精査をしておりますので、そこで持っている方に携帯することの徹底というのはしっかりしていたのですけれども、まさか発行漏れをしている方がいたというのはそのときに分かっておりませんで、今回のような事案につながっております。そこはやはり我々の方でも検討に不備があったと思っておりますので、発行漏れを防ぎ、かつ、携帯を現場、現場できちんと確認していくということで対応してまいりたいと思っております。

○山中委員長

既に委員の方から幾つもコメントを頂いているので、私も付け加えるだけの話といたしますか、同じことを言うことになるのですけれども、やはり事業者に身分証明書の携帯とか、あるいは提示をきちんとしなさいという、そういう注意をしている状態ですので、我々自身がそれを守れないということは、非常によろしくない状況であると。ここは伴委員が以前から言われているのですけれども、合理的な方法で身分証を発行して、必ず携帯ができるように、それこそ物理的な手段で補えるところは、そのようにしていただくと。

法（に基づく規則等の）改正が必要になってくるというのも、当然、理解をしますので、しばらく時間は掛かるかもしれませんが、規制側がこのようなルール違反を犯すというのは非常に示しがつかないというところですので、是非ともそのようなことがないよ

うに、来年の春以降は職員に職に対する教育もしないといけないねというコメントが出ていました。

これは、事業者は末端まできちんとしっかりルールを守ってねと言っていますから、我々も全ての職員がこういうルールを守れるように、教育体制、あるいは身分証の物理的な状態も含めて、規則等の整備も含めてやっていただくということでお願いいたします。

○石渡委員

もう一つ伺いたいのですけれども、これは、例えば、所属している部署が替わって検査官ではなくなった場合とか、退職した場合、身分証の回収というのはどういう制度になっているのですか。

○吉野長官官房政策立案参事官

ありがとうございます。政策立案参事官の吉野でございます。

令和3年度には回収・廃棄の手続がきちんとしていなかったために、不存在になってしまふ、どこに行ったか分からなくなってしまうという身分証があることが判明いたしておりまして、そのときに回収・廃棄の手続はしっかり見直しをしてございます。基本的には、要らなくなった身分証は各部署で回収して廃棄をするという手続になっております。

○石渡委員

分かりました。では、そこのところはきちんと制度が決まっていると理解してよろしいわけですね。

○片山長官

長官の片山でございます。

昨年に続いて、またこのような事態、事案が明るみに出たということは誠に申し訳ないと思っております。本日の原子力規制委員会で様々なコメントを頂きましたけれども、今回御報告させていただきました再発防止策、山中委員長からもありましたように、これは原子力規制委員会の規則の整備が必要になりますので、それをしっかりとやった上で、人事管理システム、これはまた改修作業が必要でございますので、そういったものもしっかり行って、目標としては来年度以降、新しいやり方で立入検査官証の発行ができるようにしっかりしていきたいと思っておりますし、また、教育、意識のレベルの問題という御指摘も頂きましたので、しっかりと職員に対する教育も含めて取り組んでいきたいと思っております。

○山中委員長

よろしくお願いいたします。

以上でよろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

それでは、本件は報告を受けたということで、これで終了にしたいと思います。

次の議題は「原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針」です。

説明については、検査監督総括課の武山課長からお願いいたします。



○武山原子力規制部検査監督総括課長

資料4を御覧ください。「原子力規制検査における課題に対する取組状況及び対応方針」についてです。

本議題は、今年7月13日の原子力規制委員会で報告しました原子力規制検査における課題について、現在の取組状況と今後の対応方針を報告するものでございます。

原子力規制検査における課題に対しては、まず、現状及び今年度内の対応を含めた取組状況、それから、令和5年度から令和6年度を対応完了のめどとする短期の対応方針、それから、令和7年度以降も対応が必要と考えられる中長期の対応方針についてまとめております。

引き続きこれらの事項については、検討を進めまして、その進捗に応じて、原子力規制委員会に対して報告をするつもりでございます。

まず「検査手法、検査対象に関する課題」でございます。

まず、最初として横断領域に係る検査。横断領域は、いわゆる安全文化、要員の業務遂行能力、それから、問題の把握とその解決といった分野でございますけれども、これらはいわゆる複数の監視領域にまたがるような共通したものでございます。これについての取組状況については、現状、まず、米国NRCにおける検討状況のフォローをしているところであります。

短期の対応方針としましては、これまでの品質マネジメントシステムに関する検査指摘事項、それから、品質マネジメントシステムの運用に関する検査で得られた知見、柏崎原子力発電所に対する追加検査で得られた知見などから、横断領域の検査に反映すべき内容の検討を行いたいと思っております。

中長期的には、以上の検討を踏まえて、横断領域の検査手法の検討をするというものでございます。

2番目は「核燃料施設等の重要度評価手法の整備」でございますけれども、8月に検査制度に関する意見交換会合を行い、核燃料物質の使用施設における検討の進め方について、原子力規制庁から議論の方向性を提示しています。また、今月に入ってから、核燃料物質使用者と具体的な評価手法についての意見交換を行っております。今後、数回意見交換を行って、来年度第1四半期の改正を目指して、ガイドの改正案を作成したいと思っております。

また、その後、短期としましては、再処理施設などのほかの核燃料施設についての重要度評価手法の検討に着手したいと思っております。

3番目、PRA（確率論的リスク評価）モデルの改善と範囲拡大でございます。

まず、レベル1PRAに関しましては、伊方、大飯、玄海、高浜、川内というところが確認を終わっておりまして、現在確認中は高浜の1・2号、美浜3号、柏崎7号でございます。また、レベル1.5についても、伊方が終わっておりますけれども、他のプラントについて、御覧のような形で確認中及び確認予定となっております。

原子力規制庁としては、まず、今年度内をめどに高浜1・2号と美浜3号のレベル1PRAモデルの適切性確認を行いたいと思っています。

8月に行った意見交換会合において、ATENA（原子力エネルギー協議会）から効率化に関する指摘がありまして、ATENAの問題意識を具体的に確認しつつ、対応していきたいと思っています。

また、短期としましては、柏崎の7号機のレベル1、それから、大飯3・4号、玄海3・4号、高浜3・4号、川内1・2号のレベル1.5ですね、そういったものについても確認をしていきます。

また、これまで確認で出てきた指摘事項としまして、日米間の機器故障率に関する差異だとか、それから、あと、海外の専門家のレビューのフォローアップといったものも引き続き確認をしていきたいと思っています。

中長期的としましては、事業者の研究開発状況を踏まえて、外部事象や原子炉停止時のモデルの拡大というものについて対応していきたいと思っています。

4番目、機微情報へのアクセスの手順の明確化ですけれども、前回、8月の意見交換会合、その後の面談において、電力共通研究の結果だとか、内部通報に関する情報、それから、JANSI（原子力安全推進協会）のピアレビューの報告書、JANSIの運転経験に基づく重要度文書等の取扱いについて、議論、確認を行っています。

まず、電力共通研究については、原子力規制検査による現場での研究結果の閲覧は可能でありまして、コピーの提供である開示については、通常の開示手続とは別に、政府からの要請として開示までの期間を短縮できる手続となっているということを確認しています。

また、事業者内の内部通報に関する情報については、通報者の保護の観点も考慮して、原子力規制検査として直接閲覧するよりも、まずは、事業者が原子力安全の観点も含めて適切に処理することが重要と考えておりまして、そのため、事業者の内部通報の処理がどのように行われているかについて、面談で確認をしているところです。

短期としまして、JANSIのピアレビューの報告書、それから、運転経験に基づく重要度文書等について、閲覧の条件などについて、JANSI、それから、WANO（世界原子力発電事業者協会）と議論を継続したいと思っています。

それから、設計管理と火災防護に係る検査の改善でございますけれども、設計管理に関する検査については、8月の意見交換会合で、事業者の設計基準文書の整備状況に依存するところがあるので、今後、その状況について、事業者から説明をもらう機会を持ちたいということをおATENAに要請をいたしました。

短期としましては、今年度又は来年度に米国NRC（米国原子力規制委員会）に職員を派遣して、設計管理、火災防護についての調査を行いたいと思っています。

それから、次のページで、リスク情報を踏まえた設工認（設計及び工事の計画の認可）と使用前事業者検査の対象範囲の検討です。

まず、取組状況としましては、使用前事業者検査の対象範囲については、意見交換会合

でATENAから、現状のATENAのガイドラインで定められている事業者検査の対象となっていないものであっても、仕様変更を生じるようなものについては、使用前事業者検査の対象とするなど、見直しの方向性が提示されています。この提示された具体的なことについて、今後、詳細な検討を行って、提案の妥当性について検討していきたいと思っています。

また、設工認の範囲については、まだ事業者から具体的な提案はありませんけれども、具体的な提案に応じて対応していきたいと思っています。

それから、7番目として「政令41条非該当使用者における放射線測定機器の校正」です。これに関しましては、いわゆる事業者保安措置のガイドというものがありますけれども、それに政令41条非該当の使用者に対する放射線測定機器の校正に係る運用について追記をするため、現在の非該当の使用者への検査において、実態調査を行っているところです。この結果を踏まえて、来年度の第1四半期の改正でガイドの改正を作成したいと思っています。

それから、5ページ目、最後です。「検査官の力量向上に関する課題」です。

「検査官交流」として、今年度は、まず、未稼働のプラントを担当している事務所の検査官2名を、稼働プラントを担当している事務所に派遣します。これについては、次年度以降も検査官の交流を継続したいと思っています。

それから「検査指摘事項の判断の参考事例集の整備」ですけれども、検査官の判断にバイアスが生じないように、検査指摘事項となった根拠を記載した参考事例集の作成を行います。検査官会議等の場では、過去の事例から重要度評価などを判断する上で適用した考えを検査官で議論・共有し、原子力安全の側面から正しい判断ができるような取組を行っているところです。

また「核物質防護分野に関する検査官の力量向上」でございますけれども、規制事務所にて原子力安全を担当している検査官に対して、核物質防護に関する研修を順次行っているところです。今年度内には発電所と再処理施設を担当する規制事務所への研修を終える予定になっております。

それから「検査結果等の発信に関する課題」として「立地地域自治体等の関係者とのコミュニケーション」です。原子力規制検査の結果については、規制事務所長や地域原子力規制総括調整官が立地地域の自治体や地域の実情に応じた会議体において説明を行っているところです。原子力政策推進と受け取られないことがないように留意しつつ、引き続き立地地域自治体などと相談しながら、コミュニケーションを行っていききたいと思っています。

「総合的な評定の在り方」ですけれども、総合的な評定を踏まえて定める各施設の次年度の検査計画が、検査指摘事項などの特徴も踏まえたものとなるよう、今年度の総合的な評定の取りまとめの過程では現地の検査官との議論を試行しておきたいと思っております。

取組状況と対応方針については、以上でございます。

○山中委員長

それでは、ただいま説明がありました検査の改善事項についての提案ですけれども、質

問、コメントはございますか。

どうぞ。

○田中委員

二つほど。

まずは簡単な方から。(6)のリスク情報を踏まえた設工認の手続うんぬんですが、最近、ウラン加工工場で、設工認関係について意見交換があったかと思うのですけれども、ここに書かれているのは、核燃料施設ではなくて、まずは実用炉で考えてみましょうということですか。

○武山原子力規制部検査監督総括課長

まず、御提案が今あったのは実用炉でございますので、まず実用炉の方をとということを考えています。

○田中委員

また将来的には核燃料施設も考えなくてはならないと。

もう一つは、3ページ目に「(4)事業者の機微情報へのアクセスの手順の明確化」とあるのですけれども、例えば、アメリカではNRCとINPO(米国原子力発電運転協会)との関係は、この辺はどのようになっているのでしょうか。

○武山原子力規制部検査監督総括課長

NRCとINPOの間では覚書を結んで、その条件を両者で合意した上で必要な情報交換をしております。我々もそういうことを目指していきたいと思っております、それを行うためには、両者の理解とか、そういったことが大事なので、引き続きそういったことに努めていきたいなと思っております。

○田中委員

関連して、今後の対応方針のところを見ると、閲覧の条件等についてJANSI及びWANOとの議論を継続すると書いているのですけれども、JANSIとかWANOは、このような閲覧をする、あるいは我々が閲覧させてもらうということは、これは原子力安全のために重要だという認識はあるのですね。

○武山原子力規制部検査監督総括課長

認識はあると思っております、ただ、取り扱う情報をどういう形で我々の方で扱うかとか、あるいは公開の話とかも含めてですけれども、そういったものについて、やはり一つは、2年前に同じような試みをしたときに、まだ規制検査が始まっていなかったものから、彼らとしては様子を見たいということで保留になっていた状況もありますので、今は既に2年以上たっている状況ですので、この状況を踏まえて再度交渉していきたいという、そういう状況でございます。

○田中委員

是非積極的に議論いただいて、前向きに進めていただけたらと思います。

○山中委員長

そのほか、いかがですか。

どうぞ。

○杉山委員

いずれの課題も達成して終わるというようなものではなくて、定常的に取り組まなければいけない課題だと認識しております。その中で、（３）と（６）のいずれもリスク評価ですとか、リスク情報を活用したとか、そういう部分ですけれども、こちらはリスク評価に係る技術開発ですとか、研究に係る部分が非常に大きいのかなと思っておりまして、ここは技術基盤グループと連携して進めていただきたいと思いますと思いました。

以上です。

○武山原子力規制部検査監督総括課長

分かりました。現在もシビアアクシデントの部隊と研究しておりまして、委員がおっしゃるとおり、研究と密接に関係があるところですので、そのようにやっていきたいと思えます。

○伴委員

二つあります。

一つは、まず（１）の横断領域なのですが、これは特に組織文化とか、そういったようなところというのは非常に難しい。各国の規制機関もここは頭を悩ませているところだと思います。

どうしても検査する側からすると、何か簡単なチェックリストみたいなものがあるといいなと多分思ってしまうのですけれども、恐らくそれをやった途端にこの分野は駄目になるので、ある意味、永遠のテーマとして苦しみ続けなければいけないのかなという気はしていますが、ただ、やはり大事なものは、検査官が、うまく説明できないのだけれども、感じた違和感みたいなもの、そこから派生し、どんどんたどっていくと、やはりこういう横断的などころがおかしいよねと多分なるのではないかと思うのです。

そうすると、検査官が感じた違和感というのがどういうものなのか。そして、どういうプロセスを経てそういう違和感を持つに至ったのかというような経験をできるだけ表現し、共有していく。そういう努力が必要なのかなと。ですから、これは一朝一夕でできるものではないのですけれども、是非そういうところにもチャレンジしていただきたい。これは一つコメントです。

それから、もう一つは、（３）のPRAモデルなのですが、これを当然改善していくことは必要なのですが、一方で、検査という観点からすると、これはツールの一つにすぎないわけですね。そうすると、ツールを使いこなす技量というのが絶対に必要なはずで、PRAが持っている限界であるとか、不確かさだとか、そういったものをきちんと把握した上で、では、どう使っていくべきなのかという、そこが重要になるはずなのですけれども、それはいわば別立てになっている検査官の力量向上というところにつながると思いますけれども、この点について、現状と今後の展望というのをちょっと教えていただけますか。

○武山原子力規制部検査監督総括課長

まず、横断領域については、委員の御指摘のとおり、日々検査を行っている検査官がいろいろ指摘事項なりを出すわけですが、それらの背景にあることが何なのかということについて、彼らを感じていることをより客観的・具体的にというのですか、そういったところが表現できるような、また、表に出せるような形で、何かどういう形ができるかということについて、今後、深く検討していきたいと思っています。

それから、PRAに関する話なのですが、これは我々が適切性確認が終わったプラントについては、リスクブックというのを作ってしまして、リスクブックを規制事務所の検査官にお渡しして、それでもって検査に役立ててもらおうということをやっています。

これについては、一つは、どういう事故シーケンスが一番炉心損傷に効くのかとか、あるいはどの設備が壊れると、どのぐらい炉心損傷頻度が上がるのかということ、定量化したものがあるのですが、そういったものを使って、検査の対象を選んだりとか、あるいは検査で指摘したことに対する評価というのをさせていただくということをやっています。

これについては、我々は検査官勉強会というのを毎週やっていますけれども、その中で、特に今、これだけモデルの適切性確認が終わっているところもあるので、プラントごとに、今言ったどの事故シーケンスが一番効くのかみたいところは、詳細に見ていくと違うのです。

だから、どういうところが、なぜこのプラントは違うのかということも含めて皆さんと勉強して、力量向上を図っていくということの取組をやらうとしています。これは今年度にやりますけれども、そういった形でどんどん力量向上を図っていきたいと思っています。

○伴委員

それは是非進めてください。よろしくお願いします。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

新検査制度ができて2年以上たつのですけれども、こういう改善文書みたいなものが出てくるのは今回が初めてですか。

○武山原子力規制部検査監督総括課長

確か最初の試運用をやって、最初の頃もやはりまだこういうところは改善しなければいけないというものがあまして、そういう意味では、この改善の中にちりばめられている中身も、実はまだ当初から改善が必要だと。例えば、横断領域に関する検査などは、ずっと改善が必要だということで挙げられているものですし、先ほどのコミュニケーションなどもそうなので、ある意味、当初からずっと実は課題ではあって、やはり少し時間が掛かるものということで、それが継続されている状態がほとんどだと考えていただければと思います。

○山中委員長

分かりました。

リスク情報の活用というのは、やはりかなり大事な部分なのかなと思うので、この辺りについては、着実に進めていただく必要があるかなと。

一方、コミュニケーションであるとか、横断領域の話、ここも本当に永遠の課題みたいな話で、伴委員からもいろいろコメントが出ましたですけれども、この部分も自分たちの工夫というか、日本なりの工夫というのをさせていただいて、やはり目で見て分かる結果にさせていただかないと難しいかなと。どうよくなった、どう悪くなったというのがある程度見えないと、何となく悪いとか、何となくいいとかというのではなかなか判定が難しいので、その辺りも少し工夫はさせていただく必要があるかなと。

全体を通じてやはり項目が多いので、では、これをいつまでにどう解決していきましようかねというのをもう少し絞り込んでいただいた方がいいかなというのと、あと、検査官会議でいろいろ話題に多分なると思うので、やはりこれから短期で何をどう解決していくのだというのをより明確にされた方が、これは1年後に同じ紙が出てきても、多分、同じなのではないかなと思うので、少し具体的にいつまでにどういうことをやっていきましようみたいなものを提案していただいた方がいいかなという気がします。その辺はいかがですか。何か提案できそうですか。

○武山原子力規制部検査監督総括課長

そうですね。1年後ぐらいにどう進捗しているかということだと思っておりますけれども、少なくとも取組状況、今年度で完了するようなものについては、完了しましたみたいな形の報告ができると思いますし、短期のものであれば、何に着手しているかみたいな状況も報告できると思いますし、中長期はまだ難しいかもしれませんが、検討しながら出口を見付けている状態というのがありますので、そういう意味からすると、先ほど言った、進捗に応じて原子力規制委員会に報告させていただきたいと思っておりますので、その中でそういうことが分かるようにしたいなと思っています。

○山中委員長

ありがとうございます。

あと、NRCからインストラクターがようやく来られるようになって、つい最近、来ていただいて、コメントももらっているかと思うのですけれども、その辺りも少しそういう、これからの改善に向けて反映していただい。あるいはNRCとの意見交換というのを、こういう改善に取り入れていただくというのは大事なことではないかなと。

ちょうど始まってある一定の時期がたっているので、ここからより成熟させていかないといけない。そういう状況にあるのかなと思うので、その辺りを少し考えていただいて、もう少し絞り込み、あるいは具体的な、では、短期で何をしますかねという話、あるいは中長期でどこまで行きましようという、そういうところが整理された方がよりいいかなと。

今すぐ直してくれというわけではなくて、余り時間を置かずに、1年後にまた提案しま

すという話ではなくて、もう少し短時間で、何かこういう成果をとというようなことを報告していただけるような機会があればなと思います。いかがですか。

○武山原子力規制部検査監督総括課長

進捗状況を報告させていただきたいと思いますので、1年後に報告するというわけではなくて、我々としても、進捗が進んだものについては、逐次報告していきたいと思ひますし、先ほど言ったNRCの方が今年に来ていただきましたけれども、幾つかの事務所を見ていただいて、検査状況を見ていただきまして、その方が言うには大分よくなってきたということで、少しそういう評価をいただいています。

そういう意味からすると、あとは、自分のものとしていかに発展させていくかということころなのかなと思っていますので、そういう意味では、この課題が大事だなと思っていますので、先ほど申しましたように、進捗を報告したいと思っています。

○山中委員長

よろしくお願ひします。

それでは、本件は、これで報告を受けたということで、終了ということにさせていただきますかと思ひます。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

本日予定していた議題は以上ですが、ほかに何か委員の方からございますか。

どうぞ。

○石渡委員

この配布資料の件はよろしいのですか。

○山中委員長

これは改めてまた説明をいただきますので。

○石渡委員

そうですか。

では、今年8月8日から9月26日まで、北海道の長万部町で50日間にわたって水が噴出したという事例がございました。大体高さにして20mとか、それ以上の高さまで水が噴出して、それが50日間にわたって続いたと、こういう事例がございました。それで、もしこれが、例えば、発電所とか、そういうところでこんなことが起きますと、溢水とか、そういう心配がござひます。

どういう場所かということをおつと調べてみますと、ここはいわゆる黒松内断層帯と呼ばれる、北海道の南部の渡島半島を横断するような活断層帯がありまして、その一部である長万部断層というのが大体1km弱ぐらいの距離のところを南北に通っているわけですから、昔、この地域は天然ガスとか石油の開発が行われて、井戸がたくさん掘られているというような場所だということも分かりました。

それで、活断層と、あるいは地震と水というのが非常に密接に関係しているということ



は、今まで、例えば、松代群発地震の例とか、それから、最近でいえば、能登半島の北部の地震について、水の関与ということが言われているわけでありまして、こういう顕著な事例が生じたということがございますので、この現象が具体的にどのようにして発生したものか。例えば、水の性質とか、そういうものはどういうものかとか、そういうことを地震・津波関係の研究チームにちょっと調べていただきたいと思います。

例えば、現場の地質構造がどうなっているか、最近、地殻変動に変化があるかどうかとか、あるいは地震活動との関係とか、そういう主に文献調査になると思うのですが、過去に同様の水の噴出事例が発生したことがあるかどうかとか、そのようなことについて、ちょっと調べて報告していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤長官官房核物質・放射線総括審議官

技術基盤グループ長の佐藤でございます。

ただいま石渡委員から御指摘いただきました長万部の水柱の事象でございますけれども、私どもの技術基盤グループの地震・津波研究部門の方で、それについての学術的情報ですか、それにつきまして情報収集を始めております。したがって、ある程度まとまりましたら、この原子力規制委員会のこういった技術情報を検討するスキームというので技術情報検討会とかがございますので、そちらの方でいろいろ技術検討をして、その上で改めて原子力規制委員会の方にも御報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○石渡委員

どうぞよろしく願いいたします。

○山中委員長

そのほか、委員の方から何かございますか。よろしいですか。

それでは、金城課長、よろしく申し上げます。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

では、規制企画課長の金城の方から、配布資料について簡単に御説明申し上げます。

こちらは被規制者向けの情報通知文、NRA Information Noticeの令和4年度の第2四半期分の発出実績についてでございます。

実績は一つありまして、通し番号NIN2ということで「原子力発電所における安全関連据置鉛蓄電池の寿命劣化に係る懸案事項」ということでございまして、これは海外の情報でありまして、海外の発電所では、据え付け後の蓄電池とその充電装置に対して、寿命劣化の状態や能力を確認する目的で定期的な容量試験、能力確認試験を行っているといった国際調査結果について、情報を共有するものでございます。

発出した内容につきましては、別紙で付けておりますので、御覧いただければと思います。

説明は以上であります。

○山中委員長

何か本件で質問等はございますか。よろしいですか。

Information Notice、これは二つ目ですよね。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

はい。そうです。

○山中委員長

もっと頑張るといふか、何か考えるところがあったら、すぐ、余り頭を回さずに発出した方がいいように思うのですけれども、その辺りをできるだけ促すようにしていただければいいのではないかなと思います。

○金城原子力規制部原子力規制企画課長

承知しました。しっかりと各原課に促すようにしたいと思います。ありがとうございます。

○山中委員長

そのほか、よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。